

特殊詐欺被害防止に向けた ATM 等による利用限度額変更のお知らせ

令和8年6月

お客さま各位

能登農業協同組合

平素より能登農業協同組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の被害拡大を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に日々取り組んでおります。

このたび、ATM においてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受け、キャッシュカードによるお取引時の 1 日あたりの利用限度額を以下のとおり引き下げることといたしました。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請を踏まえた対応でありますので、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

1. 対象となるお取引および利用限度額について

媒体種別	対象取引 ※1	変更前	変更後
IC キャッシュカード	お引き出し お振込み	200万円	50万円 ※2

※1：通帳・印鑑による J A 窓口でのお引き出し・お振込みについては制限の対象外です。

※2：あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は変更対象外となります。

2. 利用限度額変更の開始日について

令和 8 年 10 月 1 日(木)

3. その他

キャッシュカードを利用した50万円を超えるお引き出し・お振込みを希望される場合は、キャッシュカード発行の当JA支店窓口にご相談ください。

なお、利用限度額変更の理由によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。